

# 東紀州観光プロモーション動画テレビ企画制作及び放送業務仕様書

## 1 業務名

東紀州観光プロモーション動画テレビ企画制作及び放送業務委託

## 2 業務目的

三重県では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」（以下「熊野古道」という。）をはじめ、東紀州地域の自然・歴史・文化等をプロモーションすることで、交流人口の拡大と周遊性・滞在性の向上に取り組んできました。

今般、新型コロナウイルス感染症を契機として、豊かな自然等の価値が見直されている中、令和2年度においては多くの個人旅行客の行き先が県内に変更され、熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の豊かな自然や自然体験等への関心も高まっているところです。

こうした状況を受けて、熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の魅力をわかりやすく情報発信するため、映像（静止画含む）と音声を用いた動画（以下、「動画」という。）を企画制作し、三重県内全域をはじめ近隣県に放送やインターネットでの動画公開により、今後の来訪や産品購入などにつなげていきます。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

## 4 業務内容

### （1）実施する業務

①東紀州地域の風景、文化、自然、食、産品、人、体験等を素材（複数の組み合わせ可）にした動画の制作を行うこと。

②①で制作した動画を地上デジタル放送で放送（無料視聴）を行うこと。

なお、配信先での放送も含む。

③①で制作した動画を必要に応じて編集し、放送後1か月以内にインターネット上で公開（無料視聴）を行うこと。

### （2）放送・公開媒体

①テレビ放送（地上デジタル放送）

②民間が提供するインターネット動画公開サイト等

### （3）放送エリア

三重県内全域を必須とし、新型コロナウイルス感染症影響下にあっても来訪が期待できる近隣県（愛知県、岐阜県など）を可能な限り対象とする。

### （4）ターゲット

旅行・食に関心の高い層

（企画提案時には、さらに詳細なターゲットを設定し提案をすること。）

**(5) 放送動画名**

三重県地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課（以下、「県」という。）と協議を行うこと。

**(6) 放送回数**

①テレビ放送（地上デジタル放送）により、1回以上の放送を行うこと。

なお、三重県内全域で放送された時点をもって1回とする。

②可能な範囲でテレビ放送（地上デジタル放送）により、放送の告知を行うこと。

なお、放送の告知は、本契約における放送回数に含めないものとする。

③放送回数を書面により県に協議を行うこと。

**(7) 放送時間帯**

次の①、②を目安とするが、事業目的やターゲット等をふまえて、既存番組の活用等により視聴者の増加につながる時間帯があれば、その理由と合わせて提案すること。

①土日祝日の場合            8時～13時、18～20時の時間帯

②平日の場合                18～20時の時間帯

**(8) 放送時期**

令和3年3月20日までに放送すること。

**(9) 放送の長さ**

放送時間は、ステーションブレイク等を含めず、1回あたり連続した3分以上とする。

**(10) 放送内容**

視聴者の東紀州地域への来訪意欲や製品の購買意欲を喚起することにつながるよう、東紀州の観光魅力を素材にした動画を作成し放送する。

**(11) 二次利用及び動画公開期間**

二次利用については必須としないが、提案に入れる場合は、以下のとおりとする。

①県又は県が指定する者は、放送した動画またはインターネットで公開した動画を原則二次利用できるものとする。

なお、二次利用できる期間は、契約期間満了後、1年間とする。

②インターネット上での公開用に、動画を必要に応じて編集すること。

③インターネット上で動画を公開する期間は、契約期間満了後、原則1年間以上とすること。

**(12) 表現手法**

取材により表現することとするが、レポート方式、タレント起用、CG・マスコットキャラクター・資料映像使用などの表現も積極的に活用すること。

なお、動画制作にあたっては、より多くの方に視聴してもらえるような表現手法とすること。

字幕放送や平易な表現等、障がいのある方に等に配慮すること。

**(13) 視聴者の増加につながる取組み**

動画視聴者数、動画再生回数の増加方法、動画の宣伝、再放送の実施、視聴者からの意見募集など、県と協議のうえ、積極的に実施すること。

#### (14) 独自提案

仕様に定めることを超え、以下の例など、より効果が見込まれることがあれば提案すること。

なお、提案する場合でも、予算の上限額を超えないようにすること。

- ① 県や（一社）東紀州地域振興公社のホームページ等上での、動画の二次利用について
- ② 番組宣伝など視聴率向上につながる企画
- ③ 動画制作・放映のための費用の一部を負担する民間企業等を募ること等

#### (15) 納品

- ① 放送した動画を収録したデータをDVDで納品すること。
- ② 二次利用を提案する場合は、インターネット上での公開動画（MP4形式：フルHD画質以上）のデータを納品すること。

#### (16) 視聴状況報告

放送後、放送動画毎の視聴率（平均視聴率、及び占拠率）等の視聴状況がわかるものを報告すること。

なお、視聴率等の視聴状況報告が難しい場合には、放送動画に関するアンケートなどを実施し、そのデータを取りまとめて報告すること。

#### (17) 県との調整

業務実施にあたっては、県の広報事業という目的を踏まえ、放送項目や取材先、表現手法等に加え、原則放送前の動画（完成版）の内容について、県と協議を行うこと。

#### (18) 動画の放送日時等の変更

- ① 動画の放送日時等を変更しようとする場合は、事前に県と協議を行うこと。
- ② 動画の放送が予定日時に行えない（行えなかった）場合には、その事由及び代替案をもって県と協議を行うこと。

#### (19) 動画の放送におけるリスク管理

- ① 業務の実施に伴うリスク管理を万全に行うこと。
- ② 動画の放送後に訂正事項がある場合には、速やかに対応策を踏まえて、県に報告のうえ、指示を受けること。

### 5 業務実施上の条件

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等の取材及び動画制作等の業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。
- (3) 本仕様に定めのない事項であっても、県が業務の履行に必要と指示する事項については、契約金額の範囲内で実施すること。